

現代日本語における「限り」の意味・用法

著者	川島 拓馬
雑誌名	文藝言語研究
巻	78
ページ	25-47
発行年	2020-10-31
URL	http://hdl.handle.net/2241/00161657

現代日本語における「限り」の意味・用法

川島 拓馬

1. はじめに

現代日本語において名詞「限り」は多様な用いられ方がされているが、例えば以下のように順接仮定条件を表す用法が存在する。

- (1) この部屋にいる限り，誰かに見つかる心配はない。
- (2) レポートを提出しない限り，単位は認めません。

上記の例はそれぞれ、「この部屋にいれば」「レポートを提出しなければ」といった仮定条件を表していると考えられる。しかし、以下の例における「限り」は知覚や認識の範囲を表しており、条件表現とは言い難いと思われる。

- (3) 私の知る限り，そのような事実はない。

後で見ると先行研究では「限り」の用法として様々なものを立てているが、論者によって対象としている用法の範囲が異なっており、更に研究相互の関係性も定かではない。筆者も、川島（2018b）において「限り」の歴史的変遷について考察する中で「接続助詞的」「副助詞的」という区分を示したが、何をもってそのように分かれるのかという説明が欠けており、また前提となる検討も十分なものではなかった。

そこで本稿では、「限り」の用法を捉える上ではどのような基準で分類を行えばよいのか、どのような要因で用法が区分されるのか、また各用法がどのような関係性にあると考えられるのかについて考察を行う。先行研究による分類は非常に複雑な様相を呈しているが、用法を区分するシステムを極力整然としたものにすることで、「限り」の諸用法を見通しよく整理することが可能になると考えられる。更に、「限り」そのものの意味との関連を考えることによって、「限り」の機能的な用法の成立に関わる変遷過程に対しても、考察のため

の道筋を示したいと思う。

2. 先行研究

ここでは「限り」の用法について扱った先行研究について述べる。上述のように各研究によって論じ方に異なりがあり、統一的な基準による整理もされていないので、全体として状況は錯綜していると言える。これ以降の本稿での考察において適宜参照する必要があるため、先行研究の指摘はやや詳しく述べることとする。

2.1 中山英治 (1997)

接続的な「限り」の用法について中心的に取り上げた研究としては、中山(1997)が早い。中山は、従属節の事態が事實的 (I, II) か仮定的 (III) かによって「限り」の用法を以下の3つに分類している。

I : 予定的…ある範囲を差し出して、その範囲までを主節事態生起の条件とする

(4) お金が続く限り、僕は切手を集める。

これは「～うちは」「～間は」等に置き換えができる用法である。従属節にテンスの分化はなく (*続いた限り)、従って過去の一時点の既定事実を述べることはできない。前接する動詞群は「続く系の動詞、いる／ある等の存在動詞、できる」が圧倒的に多いと指摘されている。

II : 既定的…主節事態の事実認識 (判断) の契機としてのある範囲を限定する

(5) 「概要」を見る限り、あまり説得力はない。

この用法では、「限り」の後にデハを後接させることができ、デハを付加することで、その他の条件群を背景的に設定するものである。「～うちは」「～間は」等に置き換えることはできず、Iの時間的な幅を表す用法とは異なる。従属節内部にテンスの分化が見られ(「見た限り」が可)、過去を表す語を容易に挿入することができる。前接する動詞群は、知覚動詞が最も多いとの指摘がある。

III：仮定的…主節事態生起の唯一の条件を仮定的に差し出す

(6) 一等賞でも取らない限り、ほめてはくれまい。

この用法ではテンスの分化がなく、他の時間的形式との互換性もない。従属節事態は仮定的なものになっている。とりたてて詞デモなど、従属節事態の実現する度合いの低さを示す語句が含まれることが多い。この用法は「～ない限り～ない」構文として提示されており、挙げられている例文は全てこれに沿ったものである。ただし、この形に限られるのかどうかに関しては言及がない。

2.2 北澤尚 (2001)

「限り」に前接する従属節の述語が否定形か肯定形かで大きく2分類し、更に細かくは以下に見る7つの用法に区分した。

A：反事実的な仮想を表す

(7) 登美子が生き返らない限り、証人はどこにもいない。

「pナイ限りqナイ」とした時、pの事態、(7)で言えば「登美子が生き返る」ことは現実に生起する可能性が全くあり得ず、事実と反する事態と言える。よって、主節の否定的判断（証人はどこにもいない）が強調されることになる。

B：例外的な事項を表す

(8) 他人に害を及ぼさぬ限りはお互いの自由です。

この用法では、前接事態を除けば後件が成立することを表している。前件を削除し、代わりに「一般に」「原則として」などの表現を補えば後件だけでも文意を伝達することができる。前件の行為や事態に対して、後件では話し手の主張や判断などが含まれることが多く、よって後件は肯定形になりやすい傾向があることを指摘している。「場合は」に置き換えても意味がほとんど変わらない場合がある（用法Aは置き換えられない）。

C：誘導推論を表す¹

(9) 働かない限り、出産の費用すら工面が付かない。

いわゆる仮定条件文として機能する用法であり、中山（1997）の用法Ⅲに相当すると思われるが、「従属節が仮定的である」という点は上記A～Cの全てに共通するものである。前後件を「 $\neg p \rightarrow \neg q$ 」と置けば、「 $p \rightarrow q$ 」を含意していると理解されやすい（働けば出産の費用の工面がつく）。AやB用法と違って、前件を削除して後件だけでその表現意図を伝えることは不可能である。

D：過去の限定的な事態を表す

- (10) 北村がしゃべらない限り、加藤はいつまでも黙っていた。

この用法では、主節の文末にタ形をとり、過去の一回的な出来事を表している。上記の例では「北村がしゃべるまでは、加藤は黙っていた」のように、「～ない限り～した」を「～するまでは～した」と置き換えることが可能である。

E：範囲の用法

- (11) 月曜日の昼下がりの川原は、見渡す限り日光と葦と水にみちていた。
【視野の範囲】
- (12) 彼は力の及ぶ限り帰途を急いだ。【力の範囲】
- (13) 乗馬シーンをできる限り頭の中に思い浮かべた。【可能の範囲】

この用法は、何らかの点で「範囲」の意を表すものであり、視野の及ぶ範囲（＝(11)）から、物理的な「力」の到達する範囲（＝(12)）、物理的に可能な範囲（＝(13)）へと意味的に連関している。さらに抽象化して、知覚・認識の範囲を表す例もある。

- (14) 内藤の姿を見る限り、彼が夜の商売に逆戻りしてしまったことは明らかだった。【知覚・認識の範囲】

この用法では、「限り」の直前の語がスル形だけでなく、シタ形やシテイタ形などに分化して使われる点が特徴である。また以下のように、視野の範囲の例には見られなかった「限りデハ」の形も用いられる。

- (15) 二、三度、実験してみた限りでは、まず申し分なかった。【経験の範

【**困**】

各用例の派生関係としては、視野の範囲から、知覚・認識の範囲、知識・経験・記憶の範囲というような順序が想定されている。

F：事実的用法

- (16) 羊の群れに犬が付いている限り、どんな犬でもバスに向かって疾走してきたよ。
- (17) みんな心というものがある限り、同じ人間なのだよ。
- (18) 自分の秘密がこの人達に隠してある限り、言い出しうることは少なかった。

この用法では、上記の例に示したように3つの場合に分かれるという。(16)は【**一般的事実**】の例であり、これらは一回のみ生じた事実ではなく、反復的に生起しているものである。これは、条件表現「～すれば」「～すると」に置き換えることが可能である。(17)は【**一般的判断**】の例であり、この場合は「～からには」に置き換えることができる。(18)は【**個別的事実**】の例であり、「～ので」に置き換えることができるものである。この3種類の用法は、前件と後件の間にある種の因果関係が認められる点で共通していると指摘される。

G：予定的用法

- (19) おれは銭のつづく限りやるんだ。

中山(1997)の用法Iに相当するものと言える。主節の事態が生起する条件として、「限り」が時間的な幅を設定しており、よって「～うちは」「～間は」と置き換えられる。「*つづいた限り」のように過去に一次的に生じた出来事を表現することはできない。前件には、動きの継続や結果の状態を表すテイル形が用いられやすいとの指摘がある。

2.3 劉川菡 (2017)

内容語、つまり自立名詞の「限り」との関連性という点から、接続辞の「限り」について考察を行っている。劉(2017)では、「限り」の用法は以下の6

つに区分される。既に挙げた先行研究での記述と重なる部分も大きいため、説明は簡潔に示す²。

①量的限界用法

- (20) この受賞を励みに、体力、気力が続く限り、人材の育成に頑張りたい。

「Q節に示すことを、P節に示すことの許せる、量的な限界ぎりぎりまで、おこなう（おこなった）」という関係を表す。北澤（2001）の用法Eと部分的に重なっているように思われるが、詳しくは述べられていない。

②時間的限界用法

- (21) 最後の息が体に残っている限り、訴え続けます。

「P節に示すことはいつか限界が必ず訪れる。それまでの持続時間が許せる限界いっぱいまで、Q節に示すことが成立しつづける」という関係を表す。中山（1997）の用法I、北澤（2001）の用法Gに相当する。

③範囲用法

- (22) テープのやり取りを聴く限り、徹底調査したうえでの意見とは、到底言い難い。

「P節の内容の示す範囲において、Q節に示すことが成立する」という関係を表す。中山（1997）の用法II、北澤（2001）の用法Eに相当するものと考えられる。従属節の述語は、情報を得るための手段を意味する動詞をとる傾向にあるという。

④並行的事態用法

- (23) 村外の居住者たちは、親族のだれかが村に住み続ける限り、村は自分の故郷と信じている。

「P節に示すことはいつ限界が訪れるか明らかでない事態である。P節に示すことによって、Q節のことが成立し、且つQ節がP節のことに並行的に継続し

ている」という関係を表す。従属節の述語は、動きや状態が継続する局面を表現する形式をとる。過去のことを表す文も含まれ、主節述語がタ形の場合は北澤（2001）の用法Dに当たると思われるが、関係性は明瞭でない。

⑤承認事態用法

(24) その女が実在した限り、探し出す望みもあるはずだ。

「P節に示したことに焦点をあててとりあげ、そのことを確定している事態として承認し、それに基づいて（考えれば）、Q節が成立する」という関係を表す。P節はタ形をとり、既定的・確定的なことを述べる傾向にある。「以上」に類似しており、北澤（2001）の用法Fの一部に相当するものと思われる。

⑥選定事態用法

(25) 前年枝には、軟弱な枝でないかぎり、先端部から花芽が着生します。

「P節に示すことを他の場合と区別し、特別な場合として切り離してとりあげ、もしその条件を満たせば、Q節に示すことが成立する」という関係を表す。「場合」に類似しており、中山（1997）の用法Ⅲ、北澤（2001）の用法Cに相当するが、用法AやBも概念的にはここに含まれると考えられる。

以上の用法は、「限り」節の内容において「限界」をどう捉えるかという点によって、想定的に捉える「限界想定グループ」と既定的に捉える「限界既定グループ」の2つに分けられるとする。前者については、①量的限界用法→②時間的限界用法→④並行的事態用法、という派生関係が想定されている³。これは、限界のやってくる時点が基準時より後にあるものであり、限界が量的なものから時間的なものへと拡張し、更に単純な時間関係から因果関係へと拡張したと考えられている。一方後者については、③範囲用法→⑤承認事態用法→⑥選定事態用法、といった派生関係が想定されている。これは、従属節の内容が既定的に捉えられているものであり、③→⑤の段階では前接動詞の制限から解放され、⑤→⑥の段階では範囲の取り上げ方が当該範囲を直接取り上げるものから、全体から部分を切り出して取り上げる方法へと拡張している。

限界想定グループの共通性としては、「P節の内容に示す限界がやってくるまで、Q節のことがずっと成立する（Q節のことを限界ぎりぎりまでする）」という意味を表す点を指摘している。一方、限界既定グループには、「P節の

内容が指し示す範囲内においてはQ節に示すことが成立する」という共通性があると述べられる。従って両者とも、P節では「限界」を提示することによってある範囲を指し示す、Q節はその指し示される範囲内全てにおいて成立する、という2点が共通することになる。よって、接続辞「限り」は「P節の内容が指し示す範囲をとりあげ、その範囲内全てにおいて、Q節に述べるものが成立する」という関係を表す形式であると主張している。

ここで内容語の「限り」についても言及し、「限界まで全て（の範囲）」という意味を表すことを述べた上で以下の3つの用法に分けている。

- (26) この文面の限りでは何も問題はないように感じられます。【自立名詞用法】
- (27) それは、フーデンベルグの五歩分の歩幅と、私が観察した限りでは一致していた。【主名詞用法】
- (28) 正篇は、常に後者であり、前者は、いわば、部内かぎりで閲覧に供せられる素材のようなものである。【接尾語用法】

このうち、前方に節を伴うという形式上の連続性から、「限り」の接続辞用法は(27)のような主名詞用法から派生したと述べている。格助詞「で」を介在させなくても節を修飾するという派生を許容するのは、名詞「限り」が時や数量、程度といった相対性を持っており、相対性を持つものは本来的に副詞的性格を併せ持っていることが多いからだとしている。この副詞性に基づいて「限り」が連用節を形成し、複文を構成するようになったと考えられる。

2.4 先行研究のまとめ

以上、「限り」の用法分類を行った先行研究について見てきた。なお、これ以外に「限り」について触れた研究として仁田(2004)やアルタディ(2013)もあるが、扱われている用法の範囲が限定されていたり、考察に際しての観点が他と異なっていたりするなどの理由から、ここで詳しく言及することはしない⁴。また「限り」を中心的に扱っているわけではないが重要な研究として蔡(2017a)もあるが、これについては後で取り上げる。

「限り」の用法について先行研究の指摘を大まかにまとめると、「～ば」「～なら」等の仮定条件を表すもの、「～うちは」「～間は」等の期間を表すもの、視野・知覚・認識等の範囲を表すもの、「～以上」「～からには」等の原因・理

由を表すものに分けることができると思われる。最後の原因・理由を表す用法を除くと、中山（1997）において立てられた3分類に相当するものであり、簡潔にして要を得た分類であったと言える。北澤（2001）や劉（2017）では更に細かな観点が導入され、用法間にどのような差が認められるか、およびそれらの関係性について述べられている。しかし、用法の分類をどこまで細かく行うべきなのかという問題は常に存在し、用法の区分にどのような意義があるか、そのためにはどのような観点が有効なのかについて考えることが必要である。

3. 本稿での分析における問題設定

3.1 先行研究の問題点

上で述べたこととも重なるが、「なぜその用法を立てなければならないのか」という点が必ずしも明らかにされていない点は問題であると言える。例えば、北澤（2001）における用法A～Cは全て仮定条件を表す例と言えるが、「反事実的な仮想」「例外的な事項」という区分を別に設ける必然性は明確でない。仮定条件用法の下位分類としてそのような部類を立てるのなら良いが、並列的な分類がどこまで必要かについては考慮すべきであろう。なお、分類に序列を設けるという発想は用法Eでは部分的に行われており、このような手法によることで見通しの良い用法分類が可能になると思われる。また北澤（2001）では「限り」に前接する述語が否定形か肯定形かで大きく区分しているが、これにどのような意味があるかは定かでない。「範囲」を表す用法は肯定形前接の方にしか認められていないが、否定形に続く場合には「範囲」を表さないのであるか。そもそも、否定形・肯定形のいずれが前接しても同じ用法となるような事例は存在しないのだろうか。こうした点について説明がなされていないため、「限り」の用法を区分にするにあたって前接述語の肯否という観点を取り入れることには疑問を持たざるを得ない。

劉（2017）では全部で6つの用法が立てられているが、それらを大きく「限界想定グループ」と「限界既定グループ」の2つに分けている点で分類の階層性、および分類相互の関係性について意識されていると言える。しかしながら、その関係性の示し方については疑問もある。「限り」の前件が既定的である「限界既定グループ」について、「もしその条件を満たせば」のような説明のなされる⑥選定事態用法が含まれている点はどのように理解すればよいのだろうか。これについては「話し手がQ節の成立範囲を提示するために、発話時

に既に選定した事態であると考えられる (p.9)」ため、既定的に捉えられると述べているが、「発話時に既に選定した事態」に関する説明がないため意図するところが不明確である。また (25) のような例は中山 (1997) の用法Ⅲ、北澤 (2001) の用法 A ~ C に相当すると思われ、前接事態は仮定的なものとしてされている。こうした研究との齟齬についても問題になると言える。このような点に疑義があるため、「限り」の用法間における派生関係についても当を得た説明にはなっていないと考えられる。

更に、いずれの研究にも共通することだが、用法分類に際して用いている観点に複数のレベルが混在している点が挙げられる。例えば北澤 (2001) や劉 (2017) では「期間」を表す用法と「範囲」を表す用法とが立てられているが、時間軸を範囲のように見なして特定の点で区切っているとも可能であるように思われる。従って両者は似通った用法であると考えられるが、その点が分類に示されているとは言い難い。劉 (2017) では両者は前件が想定的か既定的かによって異なるグループに区分されているが、それ以外の点では同様に考えられるのかどうかは定かでない。また、仮定条件を表す (9) のような例も「働かないうちは」のように、時間的に解釈することも可能である。このように、分類のために用いられている観点が統一されていないために、ある例がどの用法区分に入れられるのか不明確であるという点は大きな問題であると言える。本稿では、特にこの問題意識から出発して、以下「限り」の体系的性について論じていく。

3.2 「限り」の用法として何を扱うべきか

具体的な考察に入る前に、名詞「限り」の様々な用例のうち、どのようなものを扱うかについて述べておく。これは考察のための前提作業として必要なものだが、「限り」の振る舞いを捉える上で重要な論点であると考えられる。

まず、修飾要素を持たない「限り」の例については機能的な用法とは言えない。

(29) 予算には限りがある。

これは「限界」「限度」といった意味を表すものであり、「限り」の持つ文法的機能について考察する本稿の目的に照らせば、考察の対象とはならない。ただし、劉 (2017) でも指摘されているように、自立的な内容語としての「限り」

の意味と、機能語的な用法との関係性について考えることは重要である。また、前接要素や使用位置が限られる用法として以下のようなものがある。

- (30) 半額セールは今週限りです。
 (31) お会いできて、嬉しい限りです。

(30) は名詞に直接後接する用法であり、これについては先行研究でほとんど扱われていないが、「限り」について辞書的に記述した森田(1989)では、「数詞および時など期限を持つ語、数量概念を含む名詞に付いて“許容の限度”を表す(p.293)」との言及がある。(31)は文末で用いられる用法であるが、これについては「限り」が条件文との関わりで取り上げられることが多かったこともあり、先行研究においては指摘が見られない⁵。(30)(31)の用法に関しては、「限り」の使用される位置が特徴的であり、これらについても、ひとまず考察の対象からは除外しておきたい。

これより、「連体修飾要素を持つ」「文中で使用される」といった特徴をもつものが抽出されるが、こうした点を満たすものであっても「限り」の振る舞いを等しく扱えるわけではない。例えば、次のような例を見たい。

- (32) 私の知る限り { ϕ /では/においては}, そのような事実はない。

先行研究では「範囲」を表すとされる例であるが、「限り」の後に何も付かずに後件に続く場合もあれば、助詞ないし複合助詞を伴う場合もある。後者の場合、「限り」の前接要素が(抽象的な)場所のように捉えられていると思われ、「範囲」のような実質的な名詞に置き換えることが可能である。

- (33) 私の知る範囲 { ϕ /では/においては}, そのような事実はない。

「範囲」のような名詞では、助詞を伴わずに後件へ続ける例は容認されない。従って「限り」と「範囲」とでは名詞としての性質が異なっており、単独で連用修飾機能を担っていることから機能語的な用法であると言える。このことから奥津(1986)においては、「限り」は「程度の形式副詞」とされている。奥津(1986)で挙げられる例文も基本的に「限り」に助詞を伴わないものであり⁶、本稿でも「限り ϕ 」の形で用いられている例を取り上げたい。

もちろん、助詞を伴う例と伴わない例が全く無関係ということはない。奥津(1986)が示唆的な例を挙げている。

- (34) a. 私の力の限りを試してみたい。【名詞】
 b. 私は力の限りやってみたい。【形式副詞】

(34a)は格助詞を後接させているので名詞、(34b)は無助詞で副詞的修飾機能を担っているので形式副詞としての「限り」の例とされる。こうした区別は劉(2017)でも示されており妥当なものであるが、両者において表される意味内容は似通っており、何らかの連続性は認められるだろう。このような名詞としての「限り」と、機能語的な(形式副詞としての)「限り」との関係性については後述する。

4. 「限り」の用法分類

4.1 「意味」と「用法」

3.1節で指摘したように、先行研究における「限り」の用法分類には、異なる観点からのものが混在していたと考えられる。このことについて考えるために、蔡(2017a)を参照したい。蔡(2017a)は、程度数量の従属接続詞が因果関係用法を持つメカニズムについて論じたものであり⁷、形式がどのような用法を持つかによって4つのグループに分けている。すなわち、程度数量用法しか持たないもの(ほど、くらい、わりに)、程度数量用法と因果関係用法の両方を持つもの(分、かぎり、以上)、同じく両用法を持つが因果関係用法では「に」の後接が必要なもの(だけ、ばかり)、因果関係用法しか持たないもの(あまり(に))の4グループである。「限り」における程度数量用法と因果関係用法の例は、以下のようなものである。

- (35) 大声で声の続く限りお礼を言わせてください。【程度数量用法】
 (36) 部落の“問題”すべてを“差別”と捉えるかぎり、部落差別・部落問題の解消過程は見えてこない。【因果関係用法】

(35)は「お礼を言う」の進行する期間は「声の続く」という前件の範囲内である、という意味であり、主節述語の程度を表していると言える。(36)は

「差別と捉える」という事象が成立する範囲内において「部落問題の解決が見えてこない」ということが起きると示しており、前件と後件の間に仮定条件的な因果関係が読み込める。

上に挙げた蔡 (2017a) は「限り」を中心的に扱った研究ではないが、挙げられている例文に対する説明は先行研究とおおよそ同じである。しかし2節で挙げた諸研究とは用法の分類の仕方が明らかに異なっており、蔡 (2017a) では上記の2つしか用法が立てられていない。これは先行研究に比べて蔡 (2017a) の考察対象とする範囲が狭いからではなく、「用法」の考え方に差があるためと考えられる。この点は、先行研究の問題点を解決する上で重要なものである。

ここで、「用法」という概念について、「限り」とは別の例を用いて述べておきたい。川島 (2018a) で論じた「つもりだ」には以下に示す3つの用法がある。

- (37) 私は夏休みに旅行に行くつもりです。【意志】
- (38) 確かに火を消したつもりだ。【思い込み】
- (39) 小さい子どもになったつもりで遊ぼう。【仮想】

これらは、発話時において未実現の事態について述べる意志用法と、既実現の事態についてその認識を述べる思い込み用法、反事実の事態について仮定して述べる仮想用法とに分かれる⁸。こうした区分は、当該文の全体においてどのような文法上の機能が果たされているかを考察した上で設けられたものであり、これを「用法」と呼びたい。一方、似た概念として「意味」がある。これについて中道 (1993) では「つもり」自体は「あることを心の中に設定する」という一つの意味を有すると述べており、川島 (2018a) でも同様の見方を採っている。このように、その語自体が何を表しているかという観点から捉えられるものを「意味」と呼んでおきたい。このように、意味と用法は異なるレベルに属しており、意味は同じでもそこから別の用法が生じる場合があるということは重要である。

先行研究において「期間」や「範囲」を表すとされてきた区分は、「限り」という語がどのような意味で用いられているかという観点からなされたものであると考えられる。一方、蔡 (2017a) の挙げる「程度数量」や「因果関係」といった用法分類は「限り」節が当該文の中でどのような文法的機能を担って

いるかという観点からなされたものであると言える。両者は異なるレベルでの見方であり、そのため同一の文に対して双方の見方を当てはめることが可能である。これまで假定条件的とされてきた「限り」文においても、抽象的な「範囲」の意味があることは確かであり、両者を並列的に区分することには問題があったと言える。前者の見方は「限り」の前接要素によって決定され、例えば「見渡す」等の動詞が前接すれば視野の範囲を、「続く」等の動詞が前接すれば時間的な範囲（期間）を、「知る」等の動詞が前接すれば知覚・認識の範囲を表すといった具合に、表される意味が変わってくる。これに対して後者の見方は「限り」節と後件との関係性によって決まるものである。前後件の関係性を見なければ、「限り」節が主節述語の程度や数量を修飾しているか、前件の成立によって後件が成立するといった論理関係が認められるかは分からない。この点は、両者の見方の大きな違いである。

4.2 「限り」の意味

「限り」がどのような意味を表すかについては、基本的に「範囲」を表すと考えるのが適当であると思われる。北澤（2001）や劉（2017）では「範囲の用法」という区分が立てられおり、その他の研究でも「限り」文について説明する際に「範囲」という語が用いられることは多い。「範囲」と言っても様々なものがあり、例えば以下のような例を考えることができる。

- (40) 見渡す限り、一面の小麦畑だ。
- (41) 体が動く限り、現役で仕事を続けるつもりだ。
- (42) 私の知る限り、そのような事実はない。（＝(3)再掲）

(40) は空間的、(41) 時間的、(42) は抽象的な範囲を表していると言え、いずれもある範囲を設定し、その区分の全てにおいて後件の事態が成立するという意味を表している。同様の見方は北澤（2001）にも見られ、用法Eとして様々な範囲の例が挙げられている。空間的な範囲を表す例が最も具体的であるとは言えるが、その他の例においてどの程度抽象度が高いと言えるのかに関しては決定することができない。従って、少なくとも本稿の範囲においてはそれぞれの意味の派生順序について考察することは重要ではなく、細かな意味の違いを捉え「限り」が表し得る意味の種類を網羅する必要もないと考える。なぜなら、「何かしらの範囲を表す」という共通する意味を取り出せれば、意味的

な面から「限り」を記述したと言えるからである。

ここで述べたのはあくまでも「意味」の面からの説明であり、先行研究で「範囲の用法」とされていなかったものに関しても、範囲の意を表していると考えることができる。

(43) レポートを提出しない限り、単位は認めません。(= (2)再掲)

これは「レポートを提出しなければ」のように言い換えられ、仮定条件を表す例であって積極的に範囲の意味があるとは考えられてこなかった⁹。しかし「レポートを提出しない」という事態が成立している範囲内においては「単位は認め」られないのであり、前件が何かしらの範囲を表していると思なし得る。このように、「限り」が範囲の意味を表すことと、当該文で仮定条件として機能することは両立するものであり、両者を区別し「意味」の面を取り出して考えることは重要である。

最後に、「限り」の意味について、一般的な自立名詞の場合とどのような関係があるかを述べる。以下の例では、名詞「限り」は「限界」「限度」を表すと考えられてきた。

(44) 予算には限りがある。(= (29)再掲)

この場合は、予算として最高額が決まっておりそれを超えるものは認められない、ということを表している。従って特定の値が上限として設定されているわけであるが、予算(金額)は連続的なスケールである。予算上限が100万円であれば、0円～100万円の任意の額に収めることが求められるのである。すなわち、ある一点が「端」として存在しているならば、その一点に向かって増減・変動する「幅」の存在が認められることになる。こうした「幅」としての捉え方を契機として、「限り」が「範囲」の意味として解釈されると考えられる。

4.3 「限り」の用法

本稿における「限り」の用法についての考え方は、基本的に蔡(2017a)に従う。すなわち、程度数量用法と因果関係用法の2つに大きく分けられるとする。以下、例を挙げる。

- (45) 試合に向けて、練習はできる限り頑張りたい。
 (46) マラソン大会で、太郎は体力の続く限り走った。
 (47) レポートを提出しない限り、単位は認めません。(= (2)再掲)
 (48) 既に予定が決まっている限り、必ずそれまでに完成させなければならない。

(45) (46) が程度数量用法、(47) (48) が因果関係用法である。程度数量用法は、(45) のような程度修飾の例と (46) のような数量修飾の例に更に分けることができる。一方、因果関係用法は (47) のような仮定条件を表す例と (48) のような原因・理由を表す例に区分される。以下では、それぞれの用法について述べる。

まず程度数量用法だが、(45) は述語「頑張る」の程度を修飾しており、機能としては「ものすごく」等の副詞に近いものである。4.2 節で述べたようにこれも「範囲」の意を表しており、この場合は「発話者の能力」という範囲が設定され、その限界地点に達するまで「頑張る」という行為が行われることが表されている。(46) は述語「走った」の数量（この場合は距離を指す）を修飾しており、「たくさん」等の副詞や「10km」等の数量詞に相当する働きをしている。ここでは、「体力が続く」という時間的な範囲が設定され、その終端に達するまで「走る」という行為が行われることが表されている。「走る」という動作は継続することによって累積し数量的に計ることのできる距離という結果を生むため、全体として数量を修飾することになる。このように、程度修飾となるか数量修飾となるかは後件によって決定される¹⁰。程度修飾と数量修飾についてスケール構造を用いて分析を行った蔡 (2017b) では、両者の違いとして、程度修飾は最大限と最小限を原則的に持たず両側に開かれた「開放スケール」で表現されるのに対して、数量修飾は事象の開始限界点を持つので片側にのみ開かれた「閉鎖スケール」で表現される点が指摘されている。これは、程度は相対的なものであって計測できないが、数量は単位によって計測できるものを対象としていることに依る。このような異なりがあるものの、程度と数量はともに段階性を持つので区別しにくい場合もある。「限り」においても実際の用例を確実に分類できるとは限らないが、上で述べたような概念的規定によって区別し得ることは重要である。また程度修飾・数量修飾は「限り」という個別の形式を分析するにとどまらない一般性の高い概念であり、こうした枠組みの下で用法を記述することには意味があると考えられる。

次に因果関係用法だが、(47)は「～ば」「～と」に置き換え可能な仮定条件を表しており、「レポートを提出しない」という事態が成立すると仮定した際には「単位を認めない」という事態も成立する、ということを示す例である。この例に関しても、4.2節で同じ例を出して述べたように「範囲」の意味を読み取ることができる。(48)は「～以上」「～からには」に置き換え可能な原因・理由を表しており、「既に予定が決まっている」という事態を背景として「必ずそれまでに完成させなければならない」という判断を下している例である。両者ともに前件と後件が順接的な関係にあり、前件の成立がそのまま後件の成立を導くような関係性になっている。違いとしては、(47)では前件が発話時において確定しておらず仮定的であるが、(48)の場合は発話時において前件が定まった内容であり既定的であるという点にある¹¹。「限り」の前件が仮定的か既定的かによって用法を区分する考え方は中山(1997)や劉(2017)にも見られるが、この基準があらゆる「限り」の用例を分析する上で有用となるわけではないと言える。「体力が続く限り」のような期間を表す用例について、中山(1997)では事実的、劉(2017)では想定的とされていたが、こうした場合は、まず前後件に因果関係が認められるかどうかを判断することが必要である。「前件事態が生じなければ後件事態は生じない」といった暗示が強く認められれば因果関係があると判断できるが、そうでなければ程度数量用法と捉えた方がよいと思われる。前後件に順接的な関係性が認められた場合に前件事態の既定性を問題にする、という機序を指摘した点は重要であると考えられる。

最後に、程度数量用法と因果関係用法の関係性について述べる。これについては蔡(2017a)に言及があり、それによると、「前件で示された基準によって後件の程度数量を述べる」という程度数量用法の特徴から「前件でもって後件を類推する」という部分を契機として、「前件が成立すれば、それによって後件も成立する」という因果関係用法へと拡張したという。従って、両者は連続的なものであり、両用の捉え方ができる可能性もある。上で述べたように、(46)のような例では「体力が続かなくなれば走らない」「体力が続かなくなったので走るのを止めた」という関係性を読み込むことは不可能ではない。しかしこの場合は「走る」という既に完了した動作について述べており、上記のような誘導推論が強く含意されるわけではないと思われる。更に「走る」という動作動詞が後件の述語であり、数量修飾になじみやすいことから、程度数量用法としての解釈が優勢であると考えられる。反対に、(47)(48)は後件の述語

が話者の認識や判断を表すものであり、程度性や量性を読み込みにくい。よって程度数量用法とは解釈できず、前後件の因果関係を積極的に表す用例と見なすことができる。このように、程度数量用法と因果関係用法は概念的に共通性を持つものだが、当該文にどのような解釈が強く認められるかによって区別することができ、またその際には述語のタイプも関与すると言える。

4.4 意味と用法の不对応

これまで、「限り」の有する意味からどのような用法が生じるかについて見てきた。結論としては、基盤となる意味として「範囲」を想定し、文中で果たされる文法的機能によって程度数量用法と因果関係用法とに区分されることを述べた。しかし、「限り」の例の全てがいずれかの用法に相当するのかという点は明示できておらず、問題になると思われる。つまり、あらゆる「限り」の例に対応する用法が存在するのかという問題であり、以下ではこれについて検討したい。

問題となるのは、次のような例である。

(49) 私の知る限り、そのような事実はない。(＝(3)再掲)

これは、「私」の認識の範囲内においては「そのような事実」が存在しないと述べる例であり、「限り」が「範囲」の意を表していることは確かである。問題は、この例がどのような用法に当たるのかという点である。後件である「そのような事実はない」は話し手の判断を表しており、程度性も量性も読み込み難い。また「私の関知しない部分であればそのような事実が存在する可能性がある」という解釈も、論理的には成り立ち得ると思われる。だが、(49)からそのような読みを積極的に得ることは難しく、因果関係用法に相当するとは言い難いだろう。先行研究においてはこのような例は「範囲の用法」とされてきたが、本稿の立場からは、「範囲」はその他の「限り」文にも認められる意味であって、一部の用例に対して「用法」として付すことは適当でない。

ここで前提に戻り、本稿でどのような「限り」の例を対象としていたかを確認する。3.2節では、連体修飾要素を持ち無助詞で連用修飾機能を担っている、機能語的な「限り」の例をについて取り上げる旨を述べた。これは奥津(1986)で「形式副詞」とされたものに相当する。ここで、(49)における「私の知る限り」はいかなる文法的機能を果たしているのか、また「形式副詞」と

呼び得るような副詞的修飾成分に当たるのかについて考えたい。そうすると、(49)の「限り」節は後件の成立する範囲を明示しているだけであって、取り立てて文法的機能を果たしているとは認められないと思われる。このことは、以下のような例からも分かる。

- (50) 私の知る限り { ϕ /では/においては}, そのような事実はない。(= (32)再掲)
- (51) 私の知る範囲 { ϕ /では/においては}, そのような事実はない。(= (33)再掲)

中山 (1997) で前件が既定的とされる用法Ⅱについて「では」を付加できるとあったように、先行研究で「範囲の用法」とされる区分には「限り」に助詞ないし複合助詞を後接することができる。この点は「範囲」のような一般的な名詞と変わらず、よって助詞類が後接した場合は「名詞としての用法」と言える。

ここから分かるのは、(49)において通常の名詞の用法と異なるのは、助詞なしで後件に続いているという点のみである、ということである。文全体で見れば「で」「において」を付加した場合とほぼ同じ内容が表されており、かつ取り立てて言及すべき文法的機能があるとも言い難い。従って、(49)のような場合、「限り」の意味から生じた用法を強いて立てる必要はないと考える。機能的と言えるのは助詞を伴わないという形態面のみであり、その点を重視するならいわゆる「形式副詞」的な用例と言えるが、機能の内実があるかという点を踏まえれば、少なくともこの場合は機能語とは呼びにくいだろう。もちろん (50) (51) のような通常の名詞とは異なる現象が見られることは確かであり、「限り」の振る舞いから名詞性が薄れていることは事実であろう。それでも、程度数量用法や因果関係用法と並び立つような「用法」として記述するのは相応しくないと考えられる。

このような事例は、「限り」自体は「範囲」の意味を表しているため、先行研究において「範囲の用法」とされてきた区分に当てはまると思われる。おそらく先行研究では、区分を特徴づけるような文法的機能が存在しなかったために、意味的な記述をそのまま用法名とせざるを得なかったのだろう。こうした文法的機能と見だせない例と、4.3節で述べた用法に当たる例は連続的なものである。

- (52) 見渡す限り，一面の小麦畑だ。(= (40)再掲)
 (53) 見渡す限り，家一軒ない。

いずれの例も「見渡す限り」で話し手の視界の及ぶ範囲を設定しているが、(52)は「小麦畑が広がっている」のように解釈すれば小麦畑の広さという程度を修飾しており、程度数量用法と言える。一方(53)は「家一軒ない」という程度性・量性を読み込めない事態であるため、単に範囲を設定するだけであり文法上の用法には当たらない。これより、用法の認定に際しては後件の事態がどのようなものであるかという点に大きく左右される。

5. おわりに

本稿では、現代日本語の「限り」についてその意味的な規定を述べた上で、文中で果たされる文法的機能の観点から用法の分類を行った。先行研究でも「限り」の用法分類は行われてきたが、分類に際して用いられている観点到異なるレベルのものが混在しており、それによって分類項目がどの程度必要であるのか、そして分類相互の関係性がどのように捉えられるのかについては明らかでなかった。そこで本稿では「限り」という語自体が何を表しているのかという「意味」のレベルと、具体的な文においてどのような文法上の機能が認められるかという「用法」のレベルを区別することを提案した。まず意味のレベルでは、「限り」が基本的に「範囲」を表すものであり、前接する動詞の種類によって異なるタイプの「範囲」が認められることを述べた。次いで用法のレベルでは、「限り」の前件と後件の関係性から、程度数量用法と因果関係用法の2つに大きく区分できることを主張した。前者は程度修飾と数量修飾に分かれ、主として後件の述語のタイプによって決まる。後者は仮定条件と原因・理由に分かれ、前件事態が仮定的か既定的かによって決まる。両者は述語のタイプによっていずれの用法になりやすいかという傾向が認められるが、共通点として「前件によって後件が決定される」という前後件の連動的な関係性を指摘した。

本稿は「限り」の意味および用法の体系性について概念的な説明を試みたが、実際の用例を幅広く収集し分析した際にどのような問題が生じるかという点は今後考えていかなければならない。特に多く見られる用例にどういった形態的な特徴、あるいは意味・用法上の特徴が見られるかは明らかにする必要がある

と思われる。先行研究で、原因・理由を表す「限り」文は現代日本語では少ないとの指摘があったが、これもデータで確かめることが求められる。用例数の多寡で分析が決まるものではないが、本稿で示した枠組みの有効性を確かめ、また更に精緻化していくためにも実例に依る観察は有用であると考ええる。また蔡 (2017a) では「程度数量用法から因果関係用法へと拡張した」といった形で論じられているが、通時的にそのような方向性が認められるかは定かでない。「限り」が名詞であることを考えると、どのようにして程度数量や因果関係といった機能的な用法が成立したのかを、具体的に解明することは重要であろう。川島 (2018b) では「限り」の歴史的変遷について述べたが、考察は不十分なものであった。通時的に用例を収集・分析することで、「限り」の用法間の関係性や拡張の方向性について、更に詳しく明らかとなる可能性がある。その際、本稿で提案した分析の枠組みをどのように用いるのかが課題となるが、これらの点については別稿を期したい。

注

1. 誘導推論については坂原 (1985) や渡部 (2015) を参照。ここでは、誘導推論であるところの「 $\neg P \rightarrow \neg Q$ 」が導かれるような例、といった意味で用いられている (この場合、前件に否定辞が含まれているため肯否は更に逆転する)。しかし「 $P \rightarrow Q$ 」から誘導推論「 $\neg P \rightarrow \neg Q$ 」を導くことは他の条件文でも十分可能であり、この類の「限り」を特徴づける命名としては不適切と言える。
2. 以下の説明では劉 (2017) に従い、従属節をP節、主節をQ節と呼ぶ。
3. 劉 (2017) の示す派生関係は、通時的な用例の出現順について述べたものではない。
4. 仁田 (2004) では、範囲を表す例は考察の対象から除外されており、前件の内容が事実的か仮定的か、また事実的である場合、前件と後件の間に因果関係が認められるかという点から用法が立てられている。これは、後にまとめた4用法のうち「範囲」を除いたものに相当する。アルタディ (2013) では、考察の対象を条件文に限定し、その分類と、主節に現れるモダリティの点から「限り」の用法について考察が行われており、他の研究とは視点がやや異なっている。
5. 『大辞林 第四版』には「物事のいきつく上限。最上。きわみ」との説明があり、「嬉しさ」の度合いが上限に達していることから、程度の甚だしさを表す用法になっていると考えられる。
6. ただし奥津 (1986) では「事情が許すかぎりやってみよう」という例を挙げて、この場合は「かぎりで」の形もとれ得ると指摘している。これに関して、「かぎり」で一つの形式副詞と見なすと述べているが、その理由は不明である。また (34) は用法によってアクセントが異なるとし、(34a) は「かぎり」、(34b) は「かぎり」と発音されると述べている (なお『NHK日本語発音アクセント新辞典』には両方のアクセントが示されているが、名詞の場合は頭高型のアクセ

- ントもあるとされている)。本稿ではアクセントについては論じない。
7. ここでいう「従属接続詞」とは村木(2012)を踏まえたもので、「節や句をまとめる述語(動詞・形容詞と名詞+コピュラ)とくみあわさって、その節や句の後続の主節に対する関係をあらわすために発達した補助的な単語(p.27)」で、「先行の節を後続の節につなげる(p.28)」機能を有する形式のことを指す。
 8. 「つもりだ」の場合、「つもり」の前接要素によって用法が区別される。前後件の関係性によって用法が決まる「限り」とは異なるが、これは「つもりだ」が文末で使用される形式であり後件が存在しないためである。様々な文法形式について「意味」と「用法」のレベルを考えることが可能だと思われるが、当該文におけるどの要素によってそれらが決定されるかは、形式によって異なると思われる。すなわち、「限り」について述べた意味と用法の捉え方が、他の形式にもそのまま当てはまるものではない、ということである。
 9. 劉(2017)では、「限り」について「[従属節の内容が指し示す範囲をとりあげ、その範囲内全てにおいて、主節の内容が成立する]という関係を表す形式(p.14)」と述べており、「限り」文に共通する意味として「範囲」を想定していることが窺える。そう見なすのなら「限り」文の一部として「範囲用法」を立てるのは妥当でなく、様々な事例から抽出された「意味」として記述すべきと考える。
 10. この点は、「ほど」について論じた井本(2000)によって指摘されている。また後続する述語の種類について、森山(1985)、佐野(1998)、仁田(2002)等によれば、純粋程度の副詞は形容詞や変化動詞と共起しやすく、量の副詞は動作動詞や変化動詞と共起しやすいという。
 11. この見方は本稿独自のものではなく、前田(2009)において論理文を分類する際、前件のレアリティーが仮定的であるものを条件文、事実的であるものを原因・理由文としている。

参考文献

- アリ・アルタディ(2013)「条件文の周辺の「限り」形式の用法と主節モダリティについて」『指向』10, pp.100-113, 大東文化大学大学院外国語学研究所日本語文化学専攻
- 井本亮(2000)「連用修飾成分「ほど」句の用法について」『日本語科学』8, pp.7-28, 国立国語研究所
- 奥津敬一郎(1986)「形式副詞」奥津敬一郎・沼田善子・杉本武(編)『いわゆる日本語助詞の研究』pp.29-104, 凡人社
- 川島拓馬(2018a)「近世・近代における「つもりだ」の用法変遷」『筑波日本語研究』22, pp.105-133, 筑波大学人文社会科学研究所日本語学研究室
- 川島拓馬(2018b)「「限り」の用法と歴史的変化」『日本語文法学会第19回大会予稿集』pp.73-80
- 北澤尚(2001)「条件表現形式「限り」の文法記述」『東京学芸大学紀要・第2部門人文科学』52, pp.37-45, 東京学芸大学紀要出版委員会
- 蔡薰婕(2017a)「程度数量の従属接続詞にみられる因果関係用法について」『国語学研究』56, pp.76-87, 東北大学大学院文学研究科国語学研究室

- 蔡薰婕 (2017b) 「スケール構造を用いた程度修飾・数量修飾の分析—「ほど」「分」を対象として—」『日本語の研究』13-2, pp.18-34, 日本語学会
- 坂原茂 (1985) 『認知科学選書2：日常言語の推論』東京大学出版会
- 佐野由紀子 (1998) 「程度副詞と主体変化動詞との共起」『日本語科学』3, pp.7-22, 国立国語研究所
- 中道知子 (1993) 「「つもり」の意義素」『大東文化大学七十周年記念論集(上)』pp.519-529, 大東文化学園
- 中山英治 (1997) 「「限り」とその周辺」『国語学会平成9年度春季大会要旨集』pp.47-54
- 仁田円 (2004) 「条件文の周辺形式「場合(には)」と「かぎり(は)」について—時間を表す文との関連を中心に—」『多文化社会と留学生交流』8, pp.37-53, 大阪大学留学生センター
- 仁田義雄 (2002) 『副詞的表現の諸相』くろしお出版
- 前田直子 (2009) 『日本語の複文—条件文と原因・理由文の記述的研究—』くろしお出版
- 村木新次郎 (2012) 『日本語の品詞体系とその周辺』ひつじ書房
- 森田良行 (1989) 『基礎日本語辞典』角川書店
- 森山卓郎 (1985) 「程度副詞と動詞句」『京都教育大学国文学会誌』20, pp.60-65, 京都教育大学
- 劉川菡 (2017) 「周辺のな接続辞「かぎり」の機能—内容語「かぎり」との関連性をめぐって—」『文芸研究：文芸・言語・思想』183, pp.1-15, 日本文芸研究会
- 渡部学 (2015) 『日本語のディスコースと意味—概念化とフレームの意味論—』くろしお出版